別添

「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の正誤表

○「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」について、次のとおり誤りがありましたので、訂正いたします。

該当箇所	誤	正
P４ ３　各欄の記載要領	令和９年１月１日以降は源泉徴収票のみなし提出の特例が開始し、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成していただく必要は基本的になくなりますが、この手引においては給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を使用して記載要領を示しています。	令和９年１月１日以降は源泉徴収票のみなし提出の特例が開始し、給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成していただく必要は基本的になくなりますが、この手引においては給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を使用して記載要領を示しています。 （注）特に断りのない限り、令和８年 12 月１日以降に年末調整を行った場合についての記載要領を示しています。
P12 ㉚　摘要 （つづき）	⑻　災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、徴収猶予税額をするとともに、「災害者」欄に「１」（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「○」）を記載してください。	⑻　災害により被害を受けたため給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた場合には、徴収猶予税額を記載するとともに、「災害者」欄に「１」（受給者交付用又は給与支払報告書の場合は「○」）を記載してください。
P21 ⑥　源泉徴収税額	（注）　源泉徴収票の作成日現在で未払の退職手当等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。	（注）　源泉徴収票の作成日現在で未払の退職手当等があるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を「摘要」欄に記載してください。
P31、P33、P34 法定調書合計表様式中「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の区分		